

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日には、
当該日は、
がと日
に当そ
休き)

鳥取県告示第六百五十号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百七十九号)第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号)第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成七年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示

示

被爆者一般疾病医療機関の指定(健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(ク)

被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更(ク)

土地改良区の役員の退任(農村整備課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

保安林の指定の解除予定の変更(ク)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(下水道課)

過疎地域活性化特別措置法による公共下水道の管線管渠等の設置に関する工事の開始(ク)

◇選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨

特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨

◇教委告示

平成八年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部児募集要項(小中学校課)

平成八年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部児募集要項(ク)

◇公報

公募型指名競争入札の実施(管理課)

◇雑報

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人仁厚会倉吉病院	倉吉市山根四三	平成七年二月二十七日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	平成七年四月一日
鳥取市立病院	鳥取市的場六一	平成七年四月八日
皆生温泉病院	米子市皆生新田三丁目七一八	平成七年七月一日
医療法人社団石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目九一一一二四	平成六年八月三十一日
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目二五六一	平成六年九月一日
岩本医院	米子市尾高三〇四〇一五	平成六年九月一日
大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長二九〇一七	平成六年十月一日
大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	平成六年九月六日
わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜一二〇〇一一	平成六年十月一日
消化器クリニック米川医院	米子市両三柳八八〇一一	平成七年一月一日
医療法人社団遠藤医院	境港市上道町九一四一	平成七年一月一日
医療法人林医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七三二一一	平成七年一月四日
宮石クリニック	倉吉市福庭B三九・R三一	平成七年一月十五日
明穂整形外科	鳥取市扇町一一一三	平成七年二月一日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	平成七年二月一日

森広眼科	倉吉市上井町一丁目一五六一四	平成七年二月七日	福市薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	平成六年九月二十七日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町二丁目六三一六	平成七年二月二十四日	ゆたに駅南薬局	鳥取市扇町一一	平成七年二月一日
医療法人社団梶谷医院	米子市大崎三〇三五	平成七年三月一日	西村快復堂薬局	米子市日原八一〇一三	平成七年三月六日
彦名クリニック	米子市彦名町二八五六一三	平成七年三月二日	うさぎ薬局	岩美郡国府町大字糸谷八一三	平成七年三月十日
小竹内科循環器クリニック	米子市角盤町二丁目一〇一一六	平成七年四月五日	有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	平成七年三月十五日
岡田内科クリニック	米子市富安一丁目一二八一	平成七年四月十七日	コスマス薬局	米子市尾高二七七五一二	平成七年三月二十日
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一一〇	平成七年五月一日	有限会社アオト薬局	米子市尾高一八八八一六	平成七年三月十九日
おおたか診療所	米子市尾高一七四〇一一	平成七年五月一日	谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成七年四月二十七日
たけのうち診療所	境港市竹内町七九一八	平成七年五月二十五日	ケイ・アイ堂薬局	米子市皆生新田二丁目二三一一	平成七年五月一日
細川内科胃腸科医院	東伯郡羽合町大字長瀬六一一	平成七年七月三日	もり薬局	米子市角盤町一丁目一四三	平成七年五月一日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三一七七〇	平成七年八月一日	西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇一三一五	平成七年五月一日
水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五一一一	平成七年八月一日	ヘルスプラザ薬局	東伯郡三朝町大字大瀬一〇八九一五	平成七年六月一日
医療法人社団横浜小児科内科医院	鳥取市永楽温泉町四五九	平成六年十二月十二日	うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	平成七年七月十日
池田歯科医院	鳥取市覚寺五六一一	平成七年一月一日	鳥取県立訪問看護ステーション白鷗	境港市米川町四四	平成七年七月十三日
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一二二	平成七年一月一日			平成七年七月一日
吉井歯科医院	東伯郡東郷町大字旭三〇	平成七年三月一日			
岡歯科医院	米子市上後藤五丁目一三一三一	平成七年四月一日			
あけしま歯科医院	倉吉市幸町五〇七一八	平成七年五月十五日			
潤歯科医院	鳥取市栄町一〇七	平成七年六月二十八日			
木山歯科クリニック	米子市夜見町三〇四六一一	平成七年六月二十八日			
北斗調剤薬局	倉吉市新町三丁目一一七七一一	平成六年七月二十九日			
山田薬局	倉吉市新陽町一〇一一	平成六年八月五日			
トーゴー薬局	米子市山根五八二一一	平成六年八月八日			
いづみ薬局	米子市上福原一八三九一一	平成六年九月十六日			
皆生堂薬局	米子市皆生二七二六	平成六年九月十九日			

鳥取県告示第六百五十一号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第二百四十九号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成七年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退年月日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	平成七年 三月三十日
鳥取市立病院	鳥取市幸町七一	平成七年 四月 七日
医療法人社団本家診療所	八頭郡若桜町大字若桜二二〇〇一	平成六年 九月 三十日
林医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二〇	平成六年十二月二十七日
米川医院	米子市両三柳八八〇一	平成六年十二月三十日
遠藤医院	境港市上道町九一四一	平成七年 一月三十日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	平成七年 二月二十八日
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	平成七年 四月 三十日
藤嶺医院	鳥取市本町四丁目一一〇	平成七年 七月三十一日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三一七七〇	平成七年 七月三十一日
水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五一一	平成七年 七月三十一日
かんべ皮膚科クリニック	鳥取市永楽温泉町四五九	平成六年十二月三十日
横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一	今宮歯科クリニック
ナガセ歯科医院	米子市三旗町四一二	鳥取市湖山町北六丁自三〇一
アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	米子市米原八丁目一一三八
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	米原歯科クリニック
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	西伯郡西伯町大字福

鳥取県告示第六百五十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）

第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条

において準用する同令第十七条第一項の規定により告示する。

平成七年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成七年九月二十九日

鳥取県告示第六百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同令第十七条の規定により告示する。

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
○一七 福永医院	所在地	氣高郡青谷町大字青谷四三〇	所在地	氣高郡青谷町大字青
六一一 森医院	所在地	西伯郡西伯町大字福成二〇一	所在地	谷四三〇六一七
三一七	所在地	西伯郡西伯町大字福	所在地	谷四三〇六一二
一六一 今宮歯科クリニック	所在地	米子市米原八丁目一一三八	所在地	成九八五
九一一 吉田歯科医院	所在地	鳥取市湖山町北六丁自三〇一	所在地	成一〇二三一七
一〇一 株式会社太陽堂薬局	所在地	鳥取市湖山町北六丁	所在地	平成七年 五月 一日
一〇一 米子市東福原六丁目二一三〇 有限会社素問元氣堂薬局	所在地	目四〇三	所在地	平成六年 九月 一日
一一一 上井當業所	所在地	鳥取市湖山町北六丁	所在地	平成六年 十一月 四日
一一一 米子市東福原五六一	所在地	目三三〇一六	所在地	平成六年 九月 一日
一一一 米子市東福原六丁目	所在地	谷三九七九一	所在地	平成六年 七月 三日
一一一 株式会社太陽堂薬局	所在地	氣高郡青谷町大字青	所在地	平成七年 四月 三日
一一一 平成六年十一月 一日	所在地	谷三九七九一	所在地	平成六年 七月 二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成7年9月29日 金曜日

鳥取県公報

退任した役員の氏名及び住所

理事 上田光義 倉吉市小鴨一九七六一一

平成七年三月二十二日退任

鳥取県告示第六百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年九月二十九日
鳥取県知事 西尾邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

氣高郡青谷町大字山田字娛都氣西平六六四の四、字淡谿東平六七二の三（次の図に示す部分に限る。）、六七三の一〇、六七三の九（次の図に示す部分に限る。）、六七三の四、六七三の九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため。

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第六百五十五号

平成六年十月鳥取県告示第七百十三号（保安林の指定の解除予定について）の一部を次のように変更する。

平成七年九月二十九日

鳥取県知事 西尾邑 次

一の解除予定に係る保安林の所在場所中米子市大篠津町字東ノ一七二一の四一に係る部分を次の図に示す部分に変更し、「限る。」の下に「、七二一の五七」を加える。

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年九月二十九日
鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県知事 西尾邑 次

一 施行者の名称

三朝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三朝都市計画下水道事業 三朝町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十一月二十七日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 東伯郡三朝町大字森字下天神谷及び字上天神谷並びに大字砂原字大舟

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第六百五十七号
過疎地域活性化特別措置法（平成二年三月法律第十五号）第十四条の二第一項の規定

5 平成7年9月29日 金曜日

鳥取県公報

に基いて、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を行つてゐるや、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成1年二月政令第九十一号）第八条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年九月一十九日

鳥取県知事 西 尾 囕 次

- 一 公共下水道の名称
溝口町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の内容及び区域

内 容	区	域
幹線管渠	字東屋敷下モ及び字矢ノ尻、大江字出口大道ノ上、字中通、仲河原下及び字河下並びに上野字河下の各一部	田野郡溝口町溝口字川上マ、字尻下、字疊田、字東屋敷上マ
終末処理場	田野郡溝口町上野字河下の一部	田野郡溝口町上野字河下の一部

三 工事開始の日

平成七年九月一十九日

政治団体の収支報告書の要旨

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

◎政党の支部

期間 平成5年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 自由民主党倉吉連

上小鴨支部

報告年月日 平成7年3月24日	報告年月日 平成7年3月30日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	2 支出総額
ア 前年繰越額	0円

イ 本年収入額	4,550円
(2) 支出総額	0円

2 支出の内訳	4,550円
1 経常経費	4,550円
備品・消耗品費	(1) 前年繰越額 266,106円 (2) 本年収入額 266,106円

合 計	4,550円
2 支出総額	0円

政治団体の名称 自由民主党倉吉市

北谷支部

報告年月日 平成7年3月24日

政治団体の名称 自由民主党鳥取市

美保南支部

報告年月日 平成7年3月31日

政治資金規正法（昭和11年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定に基いて、
政治団体の取扱いに関する報告書の提出があつたので、同法第二十一条第一項の規定に基いて、
その要領を次のとおり公表する。

1 収入・支出の総額	0円
2 支出総額	0円
政治団体の名称 自由民主党治村支部	ア 前年繰越額 0円
報告年月日 平成7年3月24日	イ 本年収入額 10,000円

(1) 収入の内訳 本部又は支部から供与された交付金に 係わる収入		(2) 本年収入額 0円	(2) 支出の内訳 収入・支出の総額 0円
自由民主党鳥取県支部連合会		政治団体の名称 山脇敏正後援会	経常経費 1 収入総額 0円
合 計		報告年月日 平成7年3月30日	備品・消耗品費 2 支出総額 0円
(2) 支出の内訳		1 収入・支出の総額 10,000円	事務所費 293,995円
政治活動費		(1) 収入総額 10,000円	政治活動費 509,495円
組織活動費		イ 本年収入額 10,000円	組織活動費 352,940円
合 計		(2) 支出総額 951,285円	機関紙誌の発行 1 収入総額 0円
◎その他の政治団体		2 収入・支出の内訳 (内訳別掲)	その他の事業費 2 支出総額 0円
期間 平成5年1月1日～同年12月31日		個人からの寄附 255,000円	宣伝事業費 3 収入・支出の総額 0円
報告年月日 平成7年3月16日		法人その他の団体からの寄附 1,373,280円	その他の経費 4 支出総額 0円
政治団体の名称 川西龍三後援会		1 収入の内訳 (内訳別掲)	441,790円
報告年月日 平成7年3月31日		合 計 951,285円	政治団体の名称 香川晃後援会 報告年月日 平成7年7月11日
収入・支出の総額		2 収入・支出の内訳 (内訳別掲)	1 収入総額 0円
1 収入総額 10,000円		合 計 951,285円	2 支出総額 0円
(1) 前年繰越額 10,000円		政治団体の名称 松澤豊鳥取県本部	収入・支出の総額 0円
2 支出総額 0円		報告年月日 平成7年3月31日	0円
収入・支出の総額		1,000,000円	0円
1 収入総額 10,000円		1,255,000円	0円
(2) 本年収入額 0円		寄附合計 1,255,000円	0円
2 支出総額 0円		その他の収入 10万円未満の収入 118,280円	0円
政治団体の名称 福井康夫後援会		合 計 1,373,280円	0円
報告年月日 平成7年3月27日		[寄附の内訳] 個人からの寄附 その他 255,000円	0円
収入・支出の総額		法人その他の団体からの寄附 1,640円	0円
1 収入総額 (1) 前年繰越額 1,640円		その他 1,000,000円	0円
平成7年9月29日		平成7年9月11日	0円
鳥取県選舉審査会長様ハ十一印		政治資金規正法の「届け出を要する選舉（平成7年法律第40号）附則第六条による」 なが従前の例によれば、回復しての政治資金規正法（昭和11年法律第40号）第十九条の七第一項の規定に基いて、特定公職の候補者の保有金の取 扱いに関する誓約書の提出があつたので、政治資金規正法第110条第一項の規定によつて その取扱いを次のとおり表す。	0円

平成7年9月11日

鳥取県選舉審査会長様

誠 男

保有金の収支報告書の要旨

期間 平成5年1月1日～同年12月31日

特定公職の候補者の氏名 山 脇 敏 正
 公職の種類 县議会議員（現職）
 報告年月日 平成7年3月30日
 保有金の収入・支出の総額
 1 収入総額 0円
 2 支出総額 0円

1 鳥取聾学校幼稚部
 (1) 募集幼児数
 平成2年4月2日から平成3年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」といいう。）5人
 平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」といいう。）6人
 平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児（以下「3歳児」といいう。）7人

(2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聽覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度のもの。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム（測定したもののがなければ、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

- a 平成8年2月3日(土)から同年3月2日(土)まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）とする。ただし、郵送による場合は、同年2月29日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- b 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

- ア 日時 平成8年3月5日(火) 10時から12時まで
- イ 場所 鳥取聾学校
- ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

(6) 合格者の発表

平成8年3月12日(水)10時に鳥取聾学校において発表するとともに、志願者に通知する。

(7) その他

ア この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。

ウ 幼児の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校（岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031）に問い合わせること。

2 ひまわり分校幼稚部

(1) 募集児童数

平成2年4月2日から平成3年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。）4人

平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。）7人

平成4年4月2日から平成5年4月1日までに出生した幼児（以下「3歳児」という。）7人

(2) 出願資格を有する者

3歳児、4歳児又は5歳児で、聽覚障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもの。

(3) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム（測定したものがなければ、鳥取聾学校ひまわり分校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付けてるものとする。）を同封すること。）。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成8年2月3日(土)から同年3月2日(日)まで（日曜日及び休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同年2月29日(木)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

b 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校ひまわり分校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(4) 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(5) 面接の日程等

ア 日時 平成8年3月6日(木) 13時から15時まで

イ 場所 鳥取聾学校ひまわり分校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接

(イ) 保護者との面接

平成7年9月29日 金曜日

(6) 合格者の発表	平成8年3月12日(火)10時に鳥取聾学校ひまわり分校において発表するとともに、志願者に通知する。
(7) その他	ア この要項に定めるものほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。 イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校ひまわり分校で交付する。 ウ 幼児の募集に関し不明なことは、鳥取聾学校ひまわり分校（米子市東福原1401-1 電話0859-23-2810）に問い合わせること。
鳥取県教育委員会規則第11号	平成8年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項に依拠して実施する。
平成7年9月11十九回	
鳥取県教育委員会規則第11号	大 口 毅
1 募集幼児数	平成8年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項
平成2年4月2日から平成3年4月1日までに出生した幼児（以下「5歳児」という。）6人	平成3年4月2日から平成4年4月1日までに出生した幼児（以下「4歳児」という。）7人
2 出願資格を有する者	4歳児又は5歳児で、肢体不自由の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度のもの。
3 出願方法	

(1) 出願手続	入学志願者は、入学志願書に幼児調査表を添えて皆生養護学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。）を同封すること。）。
(2) 出願期間及び受付場所	ア 出願期間 (ア) 平成8年2月1日(木)から同月7日(木)まで（日曜日を除く）とする。ただし、郵送による場合は、同月6日(火)までの消印のあるものに限り、受け付ける。 (イ) 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。 イ 受付場所 皆生養護学校
(3) その他	皆生養護学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。
4 入学者の選抜の方法	入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。
5 面接の日程等	(1) 日時 平成8年2月22日(木) 13時30分から15時30分まで (2) 場所 皆生養護学校
(3) 内容	ア 幼児との面接及び行動観察 イ 保護者との面接
6 合格者の発表	平成8年3月7日(木)正午に皆生養護学校において発表するとともに、志願者に通知する。
7 その他	(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明なことは、皆生養護学校（米子市東福原1401-1 電話0859-22-6571）に問い合わせること。

公 告

一般国道482号特殊改良一種工事（まちトンネル）について、公募型指名競争入札を行ふので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成7年9月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 一般国道482号特殊改良一種工事（まちトンネル）

(2) 工事場所 鳥取県八頭郡船岡町殿～同郡用瀬町馬路

(3) 工事内容 道路トンネル本体工 L=262.0m 挖削工法 NATM工法

全幅員 7.0m 車道幅員 6.0m
内空断面積 48m²

掘削土量（軟岩及び中硬岩） 約15,900m³

覆工コンクリート打設 約 2,300m³
舗装工 一式

(4) 工期 平成7年12月から平成9年10月31日まで（予定）

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者
技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象

となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は、特定建設工事共同企業体による共同施行とする。

イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店を有する者と省内に本店を有する者の組み合わせとする。

ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であるものとする。

エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 県外に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいすれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事に係るもの

を有すること。

(ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成5年10月1日から平成6年9月30日までの間にあるものに限る）における土木一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。

(オ) 平成7年9月29日(金)から同年11月10日(金)までの間のいすれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていること。

(カ) 平成2年度以降に、NATM工法による道路トンネル工事（延長200m以上、内空断面積45m²以上）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置

鳥取県公署

できること。

- ① 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者証の交付を受けている者
- ② 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する1級土木施工管理技士の資格を有する者
- ③ 昭和60年度以降にNATM工法による道路トンネル工事（延長200m以上、内空断面積45m²以上）に従事した経験を有する者
- ④ 烏取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- (カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- イ 県内に本店を有する者
 - (ア) 地方自治施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいすれにも該当しないこと。
 - (イ) 知事が定める平成7年度建設工事指名競争入札参加資格のうち一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。
 - (ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。
- (エ) 平成7年9月29日(金)から同年11月10日(金)までの間のいすれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (オ) 平成2年度以降に、一般土木工事（軟岩以上の岩掘削）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業監理技術者資格者証又は監理技術者証の交付を受けている者

- ② 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の第2項に規定する1級土木施工管理技士の資格を有する者

- ③ 昭和60年度以降に一般土木工事（軟岩以上の岩掘削）に従事した経験を有する者

(キ) 烏取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。

(ク) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 技術資料等の作成及び提出

技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は次により希望者に直接配布するものとする。

- (1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成7年9月29日(金)から同年10月13日(金)までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木管理課建設業係

- (2) 技術資料等の提出

ア 提出期間

平成7年9月29日(金)から同年10月13日(金)までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木管理課建設業係

ウ 提出方法

技術資料等は持参のうえ提出しなければならない。

- (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

- 4 その他
- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）である。
 - (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。
 - (3) 技術資料等その他提出された資料は返却しない。
 - (4) 工事内容に関する説明会は行わない。
 - (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

報 公 県 鳥

平成7年9月29日 金曜日

報 公 県 鳥

報 公 県 鳥

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成7年10月13日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成7年9月29日

鳥取県大規模小売店舗審議会会长 田 中 篠 節

- 法第9条第2項の届出に係るもの
- 1 届出者の氏名

柴原勤三

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

S-mart桜谷店
鳥取市正蓮寺1093 休業日数
年1日